

岩手県告示第552号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、岩手郡雫石町及び岩手郡滝沢村
- 2 基本測量を実施する期間 平成24年10月1日から平成25年3月8日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（電子基準点付属標高取付業務）